

ご確認ください！ 食品表示のルール

食品の表示ルールは「食品表示基準」で定められています
ルールに則った正しい表示をしてください

生鮮食品の表示

名称

+

原産地

農産物：都道府県名、市町村名 など
畜産物：国産、都道府県名 など
水産物：水域名、水揚港、都道府県名 など



水産物には「解凍」「養殖」の表示も必要です
「地物」は、原産地表示と認められません



加工食品の表示

包装された加工食品
には表示が必要です

・商品名ではなく、一般的な名称を表示

名称	たいみそ漬け
原材料名	たい、米みそ、水飴、砂糖、酒、酒粕、しょうゆ（大豆・小麦を含む）／調味料（アミノ酸等）、酸化防止剤（V.C）
原料原産地名	国産（たい）
内容量	200g
賞味期限	○年○月○日
保存方法	10℃以下で保存
製造者	〇〇商店 〇〇 〇〇 石川県〇〇市〇〇町〇-〇

・原材料と添加物を明確に区分して、重量割合順に表示
・特定原材料等（28品目）を含む原材料の直後に（ ）でアレルギーを含む旨を表示

・国内で製造された全ての加工食品に原料原産地名を表示
【裏面参照】

・重量（g、kg）や体積（ml、ℓ）、個数、枚数などを表示

・劣化が早いものは、「消費期限」を表示

・食品の表示に責任を持つ者を表示
・製造者名及び製造所所在地も表示（表示責任者と同じ場合は省略可）

栄養成分表示(100g当たり)	
熱量	〇〇kcal
たんぱく質	△△g
脂質	◇◇g
炭水化物	□□g
食塩相当量	☆g



文字は、8ポイント以上の活字の大きさで表示してください → 実寸大

～新しい原料原産地表示～

国内で製造された全ての加工食品の重量割合上位1位の原材料に原料原産地表示が義務付けられています。

※従来、原料原産地表示の対象であった加工食品は、従来どおりの表示を行います。

原産地表示の対象

全ての加工食品の一番多い原材料

産地表示方法

【一番多い原材料が生鮮食品の場合】

産地を表示

原則表示 「国別重量順表示」

名称	ウィンナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産)、 ...

【一番多い原材料が加工食品の場合】

製造地を表示

原則表示 「製造地表示」

名称	食パン
原材料名	小麦粉(国内製造)、...

一番多い原材料に使われた生鮮食品の産地
が分かっている場合には「〇〇製造」の代
わりに、その産地を表示することも可

小麦粉(小麦(アメリカ産))

◆国別重量順表示が困難である場合、以下の表示が可能

【過去の使用実績等から使用する可能性のある複数国を表示】

「又は表示」

原材料名	豚肉(アメリカ産又は国産)、...

【3か国以上の外国産地の使用を表示】

「大括り表示」

原材料名	豚肉(輸入)、...

(3か国以上の外国の産地)

※豚肉の産地は、前年の使用実績順

過去の一定期間の実績等に基づく表示であることを示す注意書きとその根拠書類の保管が必要



原産地の偽装に対しては直罰規定があります

(個人:2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人:1億円以下の罰金)